

平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり公表します。

平成23年度健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	説明
— %	0.06 %	19.4 %	195.3 %	括弧内の数値は、 早期健全化基準 の数値を表す。
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(350.0)	

平成23年度資金不足比率

特別会計の区分及び名称		資金不足比率
法適用企業（宅地造成事業のみを行うものを除く。）に係る特別会計	水道事業会計	— %
法非適用企業（宅地造成事業のみを行うものを除く。）に係る特別会計	下水道事業特別会計	—
	中央卸売市場事業特別会計	—
	国民宿舎運営事業特別会計	279.7
	農業集落排水事業特別会計	—
宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計	産業立地推進事業特別会計	—

※経営健全化基準は20%